○筑北村Uターン促進住宅改修等事業補助金交付要綱

令和3年4月1日 告示第 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、過疎化や高齢化が進行し、人口減少が著しい本村へのUターン 促進を図り、地域力の維持並びに強化及び地域への定住並びに定着を支援するため、 Uターン者が行う多世代住宅の改修等工事に要する費用に対し、筑北村Uターン促 進住宅改修等事業補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内で交付すること に関し、筑北村補助金等交付規則(平成17年筑北村規則第36号。以下「規則」とい う。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) Uターン者 本村に居住している3親等以内の親族(以下「親族という。」)と同居又は近居するため、本村に転入し住民登録する20歳以上65歳未満の者
 - (2) 住 宅 Uターン者とともに、当該Uターン者の祖父母、親、子、孫等多 世帯が同居または近居するための住宅(Uターン者又はその親族の所有に係るも のに限る。)をいう。
 - (3) 改修等工事 住宅の機能の維持又は向上のために行う増築、改築、修繕、模様 替え等の工事及び近居のため新たに住宅を新築する工事をいう。ただし家具、電 化製品等の備品およびその設置工事を除く。

(交付対象者)

- 第3条 補助金の交付の対象となる者は、この補助金の申請をした日(以下「申請日」 という。)において次に掲げる要件全てに該当する者(以下「申請者」という。)と する。
 - (1) 前条第1号の規定により住民登録したUターン者または、Uターン者と同居を 予定している世帯主で、補助金の交付を受けた日から5年以上本補助金により改 修等された住宅に居住する意思がある者。ただし、転入日前5年間において本村 の住民基本台帳に登録されたことがある者を除く。
 - (2) Uターン者及び同居または近居の対象となる世帯主に市区町村に納付又は納入 すべき税及び料金に未納がないこと。
 - (3) 過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと。

(4) 申請者又は申請者と現に同居し、若しくは同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象事業)

- 第4条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、申請者が契約 した住宅の改修等工事で、住宅本体(居住の用に供する部分に限る。)に係る費用 とし、次に掲げる要件に該当する事業とする。
 - (1) この補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月末までに完了する事業。
 - (2) 当該補助金に係る改修に関して国、県又は村の制度による他の補助(筑北村木造住宅耐震補強補助事業補助金交付要綱(平成20年筑北村告示第15号)及び長野県の環境配慮型住宅助成金交付要綱に基づく補助金を除く。)及び補償等を受けていないこと。
 - (3) 第2条第1号の規定により住民登録した日から起算して1年以内に申請する事業であること。

(補助対象経費及び補助金額)

- 第5条 補助対象経費は、前条に規定する事業に係る経費とする。
- 2 補助金の額は、前項に規定する経費に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円 未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、30万円を限度とする。 (補助金の交付申請及び交付決定)
- 第6条 申請者は、筑北村Uターン促進住宅改修事業補助金交付申請書(様式第1号) に次に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。
 - (1) 誓約書(様式第2号)
 - (2) 改修等工事に係る見積書又は工事請負契約書の写し
 - (3) 改修等工事の対象となる家屋の平面図及び位置図
 - (4) 改修箇所の改修等工事前の写真
 - (5) 申請者及び同居・近居する世帯の住民票謄本
 - (6) 申請者及び申請者と現に同居し、若しくは同居しようとする者の直近の市区町 村税等の納税証明書
 - (7) その他村長が必要と認める書類
- 2 村長は、前項に規定する申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、 補助金の交付を決定したときは、筑北村Uターン促進住宅改修等事業補助金交付決 定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(計画の変更等)

第7条 前条第2項の規定により補助金交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定を受けた事業について、その内容を変更、中止又は廃止する

事由が生じたときは、筑北村Uターン促進住宅改修等事業補助金変更(中止・廃止) 承認申請書(様式第4号)を村長に提出し、あらかじめその承認を受けなければな らない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 村長は、前項による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、変更等の 承認を決定したときは、筑北村Uターン促進住宅改修等事業補助金変更(中止・廃 止)承認通知書(様式第5号)により当該申請をした交付決定者に通知するものと する。

(実績報告)

- 第8条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、筑北村Uターン促進住宅改修等事業補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付し、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに村長に提出しなければならない。
 - (1) 工事請負契約書の写し
 - (2) 改修等工事に係る領収書の写し
 - (3) 改修等工事後の写真
 - (4) その他村長が必要と認める書類

(補助金の交付確定)

第9条 村長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、完了検査を行い、適正 と認めたときは、筑北村Uターン改修等事業補助金交付確定通知書(様式第7号) により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 交付決定者は、前条に規定する確定通知書を受けた日から起算して10日以内 に筑北村Uターン促進住宅改修等事業補助金交付請求書(様式第8号)を村長に提 出しなければならない。

(決定の取消し)

- 第11条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助 金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができ、筑北村Uターン改修等事業補 助金交付決定取消通知書(様式第9号)により交付決定者に通知するものとする。
 - (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) この要綱又は法令に違反したとき。
 - (3) 交付の日から5年未満の間に他人への貸与、売却、転居、転出、又は取り壊し等により居住しなくなったとき。

(補助金の返還)

第12条 交付決定者は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り 消された場合において、当該取消部分に関し、既に補助金の交付を受けているとき は、村長が定める日までに取り消された額を返還しなければならない。この場合において、村長が返還を命ずる金額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)は、次表のとおりとする。

交付日からの経過年数	返 還 額
1年未満	補助金確定額の100%
1年以上2年未満	補助金確定額の80%
2年以上3年未満	補助金確定額の60%
3年以上4年未満	補助金確定額の40%
4年以上5年未満	補助金確定額の20%

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。